

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	桜川東 (桜川東町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	25.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	25.9 ha
② 田の面積	25.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	12 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20 ha
(参考)区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	10 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	10 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

集落営農組合の元構成員は38名であるが、現耕作者は5名となり年齢的にも63歳から75歳と高齢者での就農である。今後の営農の見直しを行った結果、後継者もなく現耕作者も5年先の状況を考えると皆離農する考えであり、このままでは作り手が無く衰退する見込みです。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・昨年度より、県・市・JA・との協議を得、他地域の方が新規就農する意向を約束されましたので、今後については新規就農者に田の集約を図っていく方針です。初期より5ha程度を移動しその後順次集約していく。
・稲麦大豆を主要作物としブロックローテーションを計り効率的及び生産性の高い農業を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
新規就農者への集約を、農地管理機構への貸付を進める又現耕作者の所有する面積についても計画的に新規就農者へ田の集約を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	82	%	将来の目標とする集積率
			74 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地数は、88箇所、平均15.1a(令和6年度時点)			
団地数の半減及び団地面積の拡大を進める(令和12年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行う中で、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組
農地の大区画化・汎用化などを旨とする 10a程度の田が多くある為、畦・畦畔ブロックなどの境界を取り除き30a～50aに拡張する基盤整備事業を計る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から多様な経営体を募った所、新規就農者が見つかりました。関係機関と連携し相談から定着まで又完全移行が出来るよう心配りをして取組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現在も取り組んでいるが、期間に集中する田植の作業委託などを一部の面積でJA委託をし作業の分担と労力不足を補い効率的に作業を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

②有機・減農薬・減肥料栽培に取り組む。
④当地区の田地の質から水稲には向くが畑作地には向かない土地が多くある為、減反政策での麦作付けの限度もある事から水稲のJA米の内、表作の輸出米の比率を上げる事で、減反比率を確保する。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稲、麦、大豆	5.6 ha	2 ha	水稲、麦、大豆	5.1 ha	0 ha	■	I
利用者		水稲	2.1 ha	1 ha	水稲	2.5 ha	0 ha	■	I
利用者		水稲	0.8 ha	1 ha	水稲	1.2 ha	0 ha	■	I
利用者		水稲	0.7 ha	0.5 ha	水稲	1.2 ha	0 ha	■	I
利用者		水稲	0.7 ha	1 ha	水稲	1.5 ha	0 ha	■	I
認農		水稲、麦、大豆	13.3 ha	0 ha	水稲、麦、大豆	6.7 ha	0 ha	■	-
認農		水稲、麦、大豆	2.3 ha	0 ha	水稲、麦、大豆	2.3 ha	0 ha	■	-
利用者			0 ha	ha	水稲、麦、大豆	5.0 ha	0 ha	■	I
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		25.5 ha	5.5 ha		25.5 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
注2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
注3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
注4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
注5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		田植え作業	水稻
2		水稻防除作業(ヘリ)	水稻
3		小麦赤カビ対策防除	小麦
4		大豆防除作業	大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。